

日本大学図書館歯学部分館 蔵書構築の申合せ

令和2年 12月18日 制定

令和6年 1月19日 改正

1 資料収集の目的

- ① 学部・専門学校生のための学習支援
- ② 附属歯科病院従事者のための診療支援
- ③ 歯学部教職員のための教育研究支援

2 収集方針

- ① 歯学を含む医学（NDC 分類 49）図書を，図書購入費の 80%以上を目安として収集する。
- ② 学生向け資料（主に日本語の冊子，電子資料等）は，総資料費の 20%以上となるように収集する。

3 図書・視聴覚資料等の収集

① 収集方針

- (1) 歯学（NDC 分類 497）および本学部の教育，研究，診療に関する医学（NDC 分類 49）と自然科学（NDC 分類 4）の新刊を中心に収集する。
- (2) 国家試験対策図書を収集し 3 年分を目安に保存する。
- (3) 授業で指定された教科書・参考書を館内閲覧用，開架書架貸出用に各 1 冊収集する。
- (4) 図書委員会で必要と認められた医歯薬辞典・事典・規格類を収集する（継続購入図書）。
- (5) 利用の多い図書は，複本を 3 冊まで所蔵できる。
- (6) 視聴覚資料は，自然科学（NDC 分類 4）を中心に，長期保管が可能なメディアを収集する。
- (7) 規格は，歯学に関連する JIS と ISO を網羅的に収集する。
- (8) NDC 分類 49 および本学部の教育，研究，診療に関する自然科学（NDC 分類 4）以外の分野は，学生による選書システム等を活用してバランスよく幅広く収集する。

② 選書方法

「歯学部分館選書方式」により行う（別紙）。

③ 選定方法

定例の図書委員会において図書選定を行うが，購入リクエストや委員会が非開催

の月などは、図書委員長が選定を行う。

④ 消耗として登録できる資料

- (1) 視聴覚資料・電子書籍・規格・医歯薬系以外の図書。
- (2) 改版の頻度が高いもの。
- (3) 継続購入図書，年刊及びそれに準ずる資料。
- (4) ページ数が少ない，軽易な内容，価格が概ね3千円前後の資料。
- (5) 複本として購入するもの

⑤ 電子書籍

- (1) 本学部の書架スペースの有限性や教育・研究におけるタブレット端末の普及を鑑み，積極的に収集する。
- (2) 選定された図書で，買い切りの電子書籍が存在する場合，購入費の差額が2千円以内の場合は，電子書籍を購入する。
- (3) 辞書事典等の汎用性が高い資料については，価格に関わらず電子書籍を収集する。
- (4) 他学部との共同購入を可能な範囲で行う。

4 図書・視聴覚資料等の除籍

除籍は，開架書架の収容スペースに応じて行う。

利用価値が減じた消耗図書は逐次除籍する。

それ以外については，以下の条件のいずれかを満たすものを，図書委員会の承認により除籍することができる。

① 歯学（NDC分類497）・本学部の教育，研究，診療に係る医学（NDC分類49）について

- (1) 受入後20年を経過，教員，大学院生による貸出履歴が過去5年で0回である。
- (2) 複本は，受入後10年を経過，または旧版となったもの。
- (3) 旧版は受入後10年を経過したもの。

② それ以外の分野について

- (1) 受入後10年を経過，または旧版となったもので，教員，大学院生による貸出履歴が過去5年で0回である。
- (2) 複本は，受入後10年を経過，または旧版となったもの。
- (3) 旧版は受入後10年を経過したもの。
- (4) 電子媒体で，永年または一定期間の提供が保証されているもの。

5 雑誌（冊子及び電子ジャーナル）の収集

① 収集方針

- (1) 歯学および本学部の教育，研究，診療に係る医学分野を中心に収集する。
- (2) 和雑誌はアンケートや貸出記録を用いて収集タイトルを決定するが，要望があった場合は別途検討する。
- (3) 洋雑誌は高額かつ継続的に値上がりするため，前年の費用を著しく上回らないよう調整する。本学部研究者の投稿論文の引用情報，投稿論文の掲載誌，Journal Impact Factor，アンケート等を用いて，収集タイトルを決定する。中止タイトルはダウンロード数も確認し決定する。

② 選定方法

図書委員会の審議により選定する。

③ 消耗雑誌について

- (1) 収集タイトルの内，電子ジャーナルで閲覧可能でタイムラグがあるものは，消耗として登録できるが，電子体の閲覧が困難になった場合や要望があった場合には資産登録を検討する。
- (2) 収集タイトルの内，製本に適さないものは消耗として登録する。
- (3) 収集タイトル以外の寄贈誌は消耗として登録する。
- (4) 保存年は10年を基本とするが，収容スペースに応じて除籍を検討する。

6 雑誌の除籍

除籍は，開架書架の収容スペースに応じて行う。

電子媒体で，永年または一定期間の提供が保証されているものについて除籍する。

それ以外については，以下の条件のいずれかを満たし，他館の所蔵があるものについて，図書委員会の承認により除籍することができる。

- ① 利用が著しく少ないもの（アンケート，貸出履歴等）
- ② 内容が保存に適さないもの
- ③ 地方誌・英語以外の外国語雑誌・公立誌・他大学誌・企業誌等
- ④ 主たる内容が論文以外のもの（機器紹介・ニュースレター・エッセイ等）

7 蔵書構築の申合せの改訂

本申合せを実際に運用した結果をもとに必要に応じて改訂を行う。この方針の改廃については，図書委員会の審議を経て決定する。

以 上